

平成 25 年度 第 2 回 新潟市水道事業経営審議会 会議概要

日時：平成 26 年 2 月 28 日（金）午後 2 時 30 分から

場所：水道技術研修センター2 階 会議室

| | |
|--------|---|
| 事務局 | <p>————— 開会 14：30 —————</p> <p>ただいまから平成 25 年度第 2 回新潟市水道事業経営審議会を開会する。</p> <p>本日は都合により 1 名の委員が欠席、1 名の委員が途中からの出席であるが、当審議会条例第 5 条第 2 項によって、当審議会は委員の半数以上の出席をもって開催できることになっているため、有効に開催できることを報告する。また、公開会議のため、議事録作成のための録音を了承願う。</p> <p>それでは、会長から挨拶をいただいて、引き続き、議事進行をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>(議長あいさつ)</p> <p>私ごとであるが、先日、イタリア軒での宴会の席に、五泉市の水「泉都」というペットボトル水が置いてあり、お酒を和らげるために一緒に水を飲んでくださいというのである。こういう水の使い方もあるのかと驚かされたとともに、時代も変わってきたものだと感心した次第である。</p> <p>さて、本日の審議会では、次期中長期経営計画の議題が中心となる。</p> <p>早速、資料に従い議事を進める。</p> <p>————— 議事 —————</p> |
| 経営管理課長 | <p><議題 1> 地方公営企業会計制度の見直しについて</p> <p>○平成 26 年度予算・決算から適用される地方公営企業会計制度の見直しについて説明</p> <p>(質疑応答)</p> |
| 委員 A | <p>一般市民の方が見たときに 55 億円も赤字を出しているのかと思われたいよう、大幅な会計制度の変更によるものであることを、分かりやすく示す工夫をしてもらいたい。</p> <p>もう 1 点、みなし償却について、補助金分を圧縮して固定資産台帳に記帳する圧縮記帳をやられてきたと思うが、その切り替えはどのようにするのか。</p> |
| 経営管理課長 | <p>合併市町村の一部で行っていた「みなし償却」は、補助金分を除かずに記帳しており、減価償却費を計上する際に、補助金分を除いた部分を償却対象としていたも</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>のである。</p> <p>全ての調査により、ひも付した固定資産には、補助金に相当する部分が未償却であるため、過去の減価償却については資本剰余金と相殺し、当年度からは従来の減価償却費に加え、補助金に相当する部分の減価償却費が発生する。</p> <p>また、旧新潟市についても、補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更により、制度移行前に減価償却済みとして過去に収益化していたはずの補助金等について、未処分利益（剰余金）への振替が発生することになる。</p> |
| 委員 B | <p>退職給付引当金の一括計上ということで、特別損失 35 億円を計上しているが、経過措置として最大 15 年に渡って償却ができるという繰延はないと考えてよいか。そうであれば、退職給付債務が 35 億円ということでよいか。</p> |
| 経営管理課長 | <p>退職給付引当金については、繰延は行わずに一括で行う。また、退職給付債務については、以前、引き当て済みの 4 億円を加えた約 40 億円ということになる。</p> |
| 委員 B | <p>もう 1 点、減損損失の 39 億円はどういったものを対象に、どういう計算を行ったのか簡単に教えて欲しい。</p> |
| 経営管理課長 | <p>浄水場等の統廃合による収益の上がない遊休資産が 20 施設ほどあり、その土地の評価額以上に施設の撤去費がかかることから、簿価 1 円として特別損失に計上する分が 39 億円ということである。</p> |
| 経営管理課長 | <p><議題 2> 平成 26 年度当初予算について</p> <p>○平成 26 年度水道事業会計予算概要について説明</p> <p>(質疑応答)</p> |
| 委員 A | <p>工事関連の収支についてであるが、収益的支出の修繕費が 14 億 9,000 万円、資本的支出の建設改良費が 92 億円計上されているが、工事現場において最終的に収益的収支と資本的収支のどちらに計上すべきかを工事精算して決算されていると思うのだがどうか。</p> |
| 経営管理課長 | <p>工事については、支弁基準に則って収益的収支と資本的収支とに分けており、竣工後にそれを変更することは基本的にはあり得ない。工事精算をすることは、会計操作的なことにもつながる恐れもあるため、厳正に対処している。</p> |
| 委員 A | <p>もう 1 点、「緊急修繕用の備蓄材の整備」とあるが、例えば取水施設で冬期間に灯油が河川に流れたときに備え、オイルフェンスやオイル吸着マットなどは準備されているか。</p> |

| | |
|--------|--|
| 計画整備課長 | 浄水場ごとに保管し、常備している。 |
| 委員 A | それと「緊急取水施設の整備」とあるが、これは夏場になると阿賀野川に塩水が入ってくることに備え、東側の土地改良区管理の用水路から取水できるようにするということか。 |
| 計画整備課長 | この取水施設は阿賀野川浄水場の脇の阿賀用水路からの取水であり、沢海の揚水機場からの水のため塩水の影響を受けない。 |
| 委員 A | もし、海水により満願寺浄水場が使えなくなった場合に切り替わるということか。 |
| 経営企画部長 | 満願寺浄水場は上流であるため、基本的には塩害区域から外れている。阿賀野川浄水場は今まで何回も塩水遡上があったことから、緊急取水の準備を進めたことはあるが、実際は阿賀用水路から取水した実績はない。 |
| 委員 C | 1 ページの有収率の件であるが、平成 24 年度が 94.41%と 23 年度より改善しているが、25 年度には 93.8%にダウンしそうだとこののに 26 年度を 0.2 ポイントプラスの目標を立てている意味と、現行マスタープランでは 26 年度には 95%を目標としていたはずであるが、そのことについて説明してほしい。 |
| 経営企画部長 | 有収率は、あくまでも 4 月 1 日から 3 月 31 日までの配水量に対して、料金収入の対象となる有収水量がどのくらいかを表すもので、閏年度や 2 月・3 月の積雪による推定検針などの要因によって、この有収水量が新年度にずれたりするなどのばらつきがある。そういった要因をできるだけ排除して推計するために、一つの考え方として、期間を 2 ヶ月ずらして 6 月から 5 月までの有収水量を過去数年間から算出してみると、ばらつきがかなりなだらかになる。それを統計的に分析し、近似曲線を求めると、およそ 1 年に 0.1 ポイントずつ確実に上がっていくことが推測される。平成 26 年度末に 95%という目標を掲げたのだが、統計曲線で推計すると 94%前後となり、難しい状況である。次のマスタープランでは 95%を目標に掲げたいと考えている。 |
| 委員 D | 3 点ほど質問がある。1 点目は 3 ページの 1「安全でおいしい水の供給」で水質検査機器及び検査施設の整備とあるが、これは検査機器の更新なのか、それとも新しく機器を導入するものなのか。 |
| 水質管理課長 | これは検査機器の更新である。 |

| | |
|--------|---|
| 委員 D | 2 点目は「鉛給水管対策の推進」に予算計上されているが、今の中長期経営計画で 26 年度の鉛製給水管率を 16%とする目標はクリアできそうか。進捗状況を教えて欲しい。 |
| 技術部長 | 鉛製給水管は、平成 24 年度末時点で約 5 万 2 千件残っており、鉛製給水管率は 15.3%である。目標値より少し進んではいるが、ほぼ同じである。 |
| 経営企画部長 | 平成 26 年度に掲げた目標は確実に達成できる見込みである。 |
| 委員 D | もう 1 つ、4 ページの施設の安全対策の充実で、監視カメラの整備としか書かれていないが他にもやることはあるのか。カメラの整備だけなのか。 |
| 浄水課長 | 来年度は未整備である 2 か所の浄水場にカメラを設置するほか、配水場など 4 か所の無人施設の警備委託も行う。 |
| 経営管理課長 | <議題 3> 消費税法の改正に伴う水道料金の改正について (質疑応答) |
| 委員 C | 消費税 8%の適用が検針日の関係上、この経過措置で問題ないが、消費税法上もそのようになっているのか。お客さまからは初回検針分は 5%でいただくが、水道局が 4 月 1 日からの間の 3%分を持ち出すということはないのか。 |
| 経営管理課長 | 消費税法で決まっているので、あくまでお客さまからいただいた 5%の消費税だけを仮受消費税として受け取り、水道局が増税分の 3%分を納税することはない。 |
| 経営企画部長 | 消費税率の増減は、水道事業経営には基本的に影響を与えない。 |
| 委員 E | 生活する者にとって、水道料金と下水道使用料は一緒に支払っていることから、市報にいがたや水先案内などの広報には、水道料金と下水道使用料とをセットで載せていただきたい。 また、偶数月検針の人と奇数月検針の人で、8%の消費税で支払う分が 1 ヶ月分ずれることになるため、不公平感があるのではないか。 |
| 経営管理課長 | 消費税が 3%から 5%に上がったときにも、同じ経過措置を適用しており、今後また消費税が上がると想定した場合にはどちらの方も同じ分だけ支払うことになる。 |
| 総務課長 | 先日の「水先案内」では、消費税 8%となった場合の標準的な家庭における料金を、水道と下水道をどちらも載せている。お客さまが水道料金と下水道使用料を一 |

| | |
|------|---|
| | <p>緒にお支払いただいているのだという声は重々承知しており、今後も留意していきたい。</p> |
| 委員 F | <p>お客さまへの周知は、3月2日の市報にいがた以降も何か予定はあるのか。もう1回ぐらいあってもよいと思うが。</p> |
| 総務部長 | <p>PRの手法として、「水先案内」や「市報にいがた」で行っているが、お客さまから一番見ていただけるのは、今お渡ししたチラシを、メーター検針時の検針票と一緒に配付することだと考えている。</p> <p>参考例として、標準世帯の場合を記載しており、4月以降、消費税はすでに上がっているのので、これで打ち切りとしている。</p> <p>～～休憩～～</p> |
| 事務局 | <p><議題 4> 新・マスタープランの策定状況について①</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新・マスタープランの編集方針および施策体系と評価の考え方 ○ 新・マスタープラン事業・取組み一覧 <p>(質疑応答)</p> |
| 委員 A | <p>事業取組み一覧の中の、水源水質の監視、水安全計画の充実、水質管理体制の強化、情報提供などに関係することなのだが、20年程前に県内で温泉ブームだったころ水源河川の上流で温泉掘削をやったところ、油が流出した事故があった。幸いにも取水停止をし、浄水施設の破損までは至らなかったのだが、新潟市においてもリスクは高いのではないか。</p> <p>河川水質の事故時などの緊急対応マニュアルの整備や市民への情報提供をリアルタイムで行う体制を確立してもらいたい。また、新潟市水道局は予測できる範囲でマニュアルを整備し、体制もとっているといったことを市民に公表した方がよい。</p> |
| 技術部長 | <p>マニュアルは整備しており、水質管理課を中心に上流から下流までの連絡網により、事故時には浄水場に一齐に連絡が入る体制ができている。また、油は基本的に水に浮くことから、吸着マットの設置や、取水口や最初に水が入ってくる沈澱池などにもオイルフェンスを設置し、浄水施設に入らないように対応している。過去においても浄水施設まで油が入ってきたことはなく、いざという時に備え資材も用意している。</p> |
| 総務部長 | <p>市民へのお知らせであるが、2月9日の水先案内で、水源からじゃ口までを一元的に管理する「水安全計画」について、5つのリスクレベルに分け、それに応じた</p> |

| | |
|---------------|---|
| <p>委員 G</p> | <p>対策等をお知らせしている。今後もそういった情報を提供しながら、新潟市水道局は安心して安全な水を作っているということを周知し、お客さまへの信頼感を得られるよう取り組んでいく。</p> <p>危機対策を専門的な内容まで書くのはなかなか難しいと思う。</p> <p>話は変わるのだが、新幹線のように高速で走る鉄道を地震の揺れから守る方法として、たとえば上越新幹線は開通したときから、大きなパラボラアンテナが新潟駅近くの建屋に付いていて、宇宙の衛星中継で地震発生信号をとらえるシステムが組まれている。太平洋の沖合にセンサーがあり、大きな揺れを感知した瞬間に衛星中継で信号を飛ばし、とらえた瞬間に運転手に関係なく、自動的にブレーキがかかり、事故を軽減するシステムである。しかし、私の知る限り、このシステムが広報されている事実はないのであるが、そういった安全策をプロの専門の方たちが非常にシビアな判断の中でなされているのである。</p> <p>それでも、事故は起きてしまうこともあり、同様に、水道局においても我々の命を守るための色々な配慮がなされていながらも起きる事故もある。常に今の体制でよいのかということ折に触れて確認、見直しをしていただき、一步でも二歩でもより安全な方向に向かう姿勢を保っていただきたいと願う。</p> |
| <p>委員 E</p> | <p>パブリックコメントを経て、完成・配布となることから、分かりやすい表現や感覚的にとらえやすい、コンパクトな構成というのは、市民にとってありがたいことであると思う。</p> <p>しかし、説明を受けないと分からない資料とならないように注意してもらいたい。</p> <p>また、将来像を「お客さまに信頼される水道」とあるが、今、すでに信頼されている水道でなければいけないので、これは違うのではないかと。</p> <p>もう1点、各事業・取組の目標達成度を評価するのは誰が行うのか教えてほしい。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>将来像については再度検討する。</p> <p>評価については、現状では、まず局内の事業所管課がそれぞれ進捗状況を評価し、それを二次評価として局内検証会議にて全体の評価を行っている。今後もこの考えをベースとして、新マスタープランでの手法を検討していく。</p> |
| <p>委員 G</p> | <p>ご指摘のあった目指すべき方向性については、同じ意見であり、新潟市水道局の現在のレベルをさらに進め、また良いものは継続するといったスタンスで工夫していただきたい。</p> |
| <p>経営企画部長</p> | <p>市議会でも言われていることであるのだが、今回の会計制度の改正など、内容がマニアックな部分があるので、ダイレクトに出すとお客さまに分かりづらいものに</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>なってしまう。そういう部分を創意工夫し、知恵を絞って、ポイントをお客さまからきちんと分かってもらうことが一番大事なことであるということに、今まで以上に意を注いでいきたいと考えている。</p> |
| 委員 D | <p>このことに関連するが、新・マスタープランの目指すべき方向性と現行マスタープランの理念がまったく同じ表現であるので、再度、検討していただきたい。</p> |
| 委員 F | <p>以前から話題となっている水道料金等のインターネット方式によるクレジットカード収納のことは挙がっていないのか。これからは、お客さまからの要望も増えてくるのは当然のことだと思うので、是非、検討してもらいたい。</p> |
| 営業課長 | <p>クレジットカード収納については、今まで調査を行い、皆さんからご意見をいただいたところである。インターネット方式によるカード収納は、最近も3都市ほど導入されたところである。引き続き、調査・検討を進めていくが、新マスタープランの事業・取組の掲載基準から、掲載すべき事業ではないと判断した。</p> |
| 委員 G | <p>以前も審議会で議論した経緯があるが、そのときは他の先行している都市の状況や、やり方をもう少し調査することとして、今すぐやるべきことではないということであったかと思う。水道局としても、アンケートや電話等で要望があることは重々承知していると思う。</p> |
| 事務局 | <p><議題 4 続き> マスタープラン後期実施計画進捗状況について②</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新・マスタープラン施策体系 ○ 新・マスタープラン骨子案 <p>(質疑応答)</p> |
| 委員 A | <p>新・新潟市総合計画とのすり合わせは、どう行っていく考えか。 実務的なすり合わせをしながらやっていくのか。</p> |
| 事務局 | <p>今現在、市でも作成中であり、状況を見ながら方向性は当然ぶれないようにしながら、将来推計人口も合わせていかななくてはならないと考えている。</p> |
| 経営企画部長 | <p>新総合計画は、水道局の部長も入った全体の本部会議で審議していくことから、水道がそのベースから外れてはいけなないので、基本的な方向性は認識しながら、整合性を図るべきところはしっかりやりながらも、水道独自のものも含めて作るべきであると考えている。</p> |
| 事務局 | <p>本日、欠席となっている松明委員から事前に資料を確認していただき、ご意見を</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>総務課長</p> | <p>いただいているので報告させていただく。</p> <p>2 ページの計画の位置づけの図の中で、地域水道ビジョンと表現しているのだが、昨年、策定された新水道ビジョンの中では、「水道事業ビジョン」と表記されているとのご指摘をいただいたので、事務局で再度認させていただいた。訂正させていただく。</p> <p><議題 5> 平成 25 年度水道水に関するアンケート調査報告(事業所編)</p> <p>(質疑応答)</p> |
| <p>委員 H</p> | <p>1 ページの回収結果のところ、1,000 件の事業所に対して発送し、42 件が配布できなかったとあるが、その 42 件は現在も事業を行っていて、検針も行っているところなのか。</p> |
| <p>総務課長</p> | <p>そこまでは確認はしていない。1,000 件を無作為に抽出して発送し、標本数としてはアンケート調査の基準を十分満たしているため、宛先不明で届かなかった 42 件に対しては、それ以上の調査は行わなかった。使用者が変わっているかもしれないが、それは営業部署で把握しているので、アンケート調査においてはそこまでの調査の必要はなかった。</p> |
| <p>委員 G</p> | <p>一般家庭向けのアンケートとの違いは 8 ページの水道事業に対する総合的な満足度の違いである。満足している具体的な内容としては、安全性や断水がない給水といったところに高いポイントが出ている。新潟は夏場に水が不足して給水制限するといったこともない。</p> |
| <p>委員 C</p> | <p>満足度調査ということで、選択項目が「満足」「やや満足」「どちらともいえない」「やや不満」「不満」という順で、左から満足の高い順での記入の仕方になっているが、問 1 の節水意識を聞くようなときは、1 から 4 を逆にしてもよいのではと思うのだが、理由はあるか。</p> |
| <p>総務課長</p> | <p>特に理由はない。</p> |
| <p>委員 E</p> | <p>節水、水道水、雨水、井戸水、工業用水といろいろと質問項目があるが、これらの回答から見えてきたことを、どういうところに発展していくつもりなのか。</p> |
| <p>総務課長</p> | <p>基本的にどういう施策展開をしていくかということは難しい面もあるのだが、当初考えたことは、口径 25 mm 以上のお客さまは年間有収水量の約 24% を占めており、これら事業者の使用動向や需要動向を調査することであった。</p> <p>水道事業の水需要は年々低減傾向にあるが、新潟市の給水人口一人当たりの使用</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>経営管理課長 総務課長</p> | <p>量は他の政令市に比べるとまだ多いことから、まだ下げしろもあるのではないかと考えられる。そこで事業者の節水マインドを把握しておく必要もあるということが1つ調査の背景にある。</p> <p>また、水道水の備蓄関係については、災害対策計画などに活かしていけるかを検討する考えである。</p> <p><報告></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における燃料供給協力体制の強化について ・日本海タワーの営業停止について <p>以上をもって、本日の審議会を終了とする。</p> <p>————— 開会 16：40 —————</p> |
|------------------------|--|